

Ⅱ 評価基準と自己判定の留意点

必須事項

【一般】

- 条件を満たした運営規程を作成していること。
- 放課後等デイサービス計画を作成していること。
- 専門性を持った児童発達管理責任者を配置していること。

【指定事業所】

認証申請に係る事業所が「指定事業所」である場合にあつては、次に掲げる「基準1関係」から「基準6関係」までの事項を満たすことも、必須である。

- ※1 「基準（ ）」の数字は、「JDDnet が定める基準」の番号に準じている。
- ※2 「指定事業所」：児童福祉法第21条の5の3第1項による都道府県知事の指定に係る指定放課後等デイサービス事業所
- ※3 「基準省令」：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

基準1関係 環境・体制（基準省令第66条関係）

- ① 利用定員は10人以上としていること。
- ② 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を置き、これらの従業者の合計数が次のイ又はロに掲げるとおりとしていること。
 - イ 障害児の数が10人までのもの 従業者の数2人以上
 - ロ 障害児の数が10人を超えるもの 従業者の数2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに従業者の数1人を加えた数以上
- ③ 児童発達支援管理責任者 1人以上
- ④ ②の従業者の1人以上は、常勤としていること。
- ⑤ ②の従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士としていること。
- ⑥ ③の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤としていること。
- ⑦ 指導訓練室のほか、デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けていること。
- ⑧ ⑦の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えていること。
- ⑨ ⑦の設備及び備品等は、障害児の支援に支障がない場合を除き、専ら当該デイサービスの事業の用に供するものとしていること。

基準2関係 業務改善（基準省令第70条の2条関係）

- ① デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、その事業の内容に関する情報の提供を行っていること。
 - ② 広告をする場合、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないこと。
 - ③ その提供するデイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていること。
 - ④ ③の評価及び改善を行うに当たって、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていること。
 - イ 当該デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の特性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - ロ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - ハ 当該デイサービスの用に供する設備及び備品等の状況
 - ニ 当該デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- ※ 上記の「保護者による評価」に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン（厚生労働省）」の末尾の「保護者向け放課後等デイサービス評価表」と合わせて行うことが適切である。

- ⑤ おおむね1年に1回以上、④の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していること。

基準4 関係 関係機関や保護者との連携（基準省令第70条の2条関係）

- ① その提供するデイサービスの質の評価及び改善を行うに当たって、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていること。
- イ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

基準5 関係 保護者への説明責任等（基準省令第70条の2条関係）

- ① その提供するデイサービスの質の評価及び改善を行うに当たって、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていること。
- イ 当該デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

基準6 関係 非常時等の対応（基準省令第70条の2条関係）

- ① その提供するデイサービスの質の評価及び改善を行うに当たって、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていること。
- イ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

基準1 環境・体制整備

自己判定の留意点

- ① 利用定員が指導訓練室等スペースの関係で適切であるか
- ② 発達障害に関して専門的知見を持った職員の配置及び配置数は適切であるか
- ③ 事業所の設備等において、発達障害への配慮が適切になされているか
- ④ 発達障害に配慮した環境調整が行われているか

基準2 業務改善

自己判定の留意点

- ① 業務改善を図るためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか
- ② 保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか
- ③ 「厚生労働省ガイドライン」による自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか
- ④ 職員の資質の向上を行うために、発達障害に関する研修の機会を確保しているか

基準3 適切な支援の提供

自己判定の留意点

- ① アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか
- ② 子どもの状態を把握するために、発達障害のアセスメントツールなどを使用しているか
- ③ 活動プログラムの立案をチームで行っているか
- ④ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか
- ⑤ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか
- ⑥ 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作

成しているか

- ⑦支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか
- ⑧支援終了後には、職員間で必ず打合せをするなど、その日行われた支援の振返りを行い、気付いた点などの情報を共有しているか、又はその工夫がなされているか
- ⑨日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか
- ⑩定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか
- ⑪ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせさせて支援を行っているか

基準 4 関係機関や保護者との連携

自己判定の留意点

- ①障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画できるようになっているか
- ②保護者が許容している場合において、学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか
- ③医療的対応が必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか
- ④就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか
- ⑤学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供するなどしているか、又はその態勢ができているか
- ⑥児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか
- ⑦放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会を設けることができるか
- ⑧（地域自立支援）協議会等へ積極的に参加しているか
- ⑨日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか
- ⑩保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っているか

基準 5 保護者への説明責任等

自己判定の留意点

- ①運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか
- ②保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか
- ③父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか
- ④子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか
- ⑤定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか
- ⑥個人情報に十分注意しているか
- ⑦障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか
- ⑧事業所の行事（バザー、映画上映、夏祭など）に地域住民を招待するなど地域に開かれた事業運営を図っているか

基準 6 非常時等の対応

自己判定の留意点

- ①緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか
- ②非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか
- ③虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか
- ④どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか
- ⑤食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか
- ⑥ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか

基準A, B, Cと独自の基準

自己判定の留意点

- A 子どもは通所を楽しみにしているか
- B 保護者は事業所の支援に満足しているか
- C 保護者が活動の様子を自由に見学できるようになっているか
- ※ その他事業所ごとに示す独自の基準